

平成30年度 事業計画書

平成30年4月1日から平成31年3月31日

法人名:社会福祉法人 長いスプーン

1. 事業運営の趣意

就労しているあるいはそれを目指す障害者に対する障害福祉サービス事業として、住居と自立に必要な生活支援および就労の場を提供し、障害者に対する地域の理解を求めつつ共生社会を作ることが目的として設立された「特定非営利活動法人 長いスプーン」より、「社会福祉法人 長いスプーン」は、「グループホーム カメラーデン」、「特定相談支援 カメラーデン相談支援事業所」、多機能型事業所（就労継続支援A型、B型）「工房くまごろう」の事業を引き継ぎ、障がいある人々の自立生活に向けて訓練を重ね、彼らが一市民として暮らすことができるように支援します。

この10年グループホームが整備され、入所施設や病院からの地域移行が進められてきましたが、障がい者を取りまく環境は依然として厳しく、グループホームは不足し、作業所での工賃はわずかばかりで、個々それぞれの持つ能力に見合った仕事を得られているのかといえば、そのほとんどが選択肢のない単純作業でしかないのです。そこでのわずかな工賃と年金を合わせても慎ましやかな生活で我慢しなければならないのが現状です。与えられた作業ではなく、自分の希望する仕事に就きたい、その収入で好きな物を買ったり、自由に旅行もしてみたい、と願うのも人として当然のことでしょう。この地域に暮らす在宅、グループホームあるいは入所施設で暮らす障がい者の多くは、少しの支援があれば地域で生活し、喜びを見出す作業仕事に就くことも可能でしょう。中には健常者以上に才能を発揮できる障がいある人々がいることも事実です。障がい者が自立して暮らすことができるグループホームや働く場がもっとあれば、入所施設や病院から街に出ることも容易でしょう。障がいある人々もない人々もあたり前の隣人として生活することで、社会の差別や偏見がなくなり、地域が明るく互いに支え合うことのできる社会になるに違いありません。

就労継続支援A型で働く人々はもちろん、就労継続支援B型で作業する人々も大勢集まった時には大きな労働力となるでしょう。障がい者一人一人と向き合い、ことばに耳を傾けてみれば、彼らの持っている独自の時間とかリズムあるいは考え方は、現代社会が失ってきた貴重で価値あるものであることに気づきます。しかし、そうした彼らの価値を否定しつづけてきた現代社会の価値観が絶対であるということも言えない時代になっているのではないのでしょうか。障がい者の持つそれらは「ゆっくりズム」という表現にふさわしいもので、競い合いではない共生共助の世界がそこにはあるのではないのでしょうか。

障害者自立支援法から、それに続く障害者総合支援法の理念は、入所施設や病院から街へ、隔離から共生へ、制度の谷間にいる在宅の全ての障がい者を受け入れ、彼らが自由に安全に暮らすことができる社会を保障することにあります。また、この理念は、超高齢化時代を迎えて

いる我々の社会を支える根本的理念でもあるでしょう。住み慣れた生まれ故郷の自然の中で日常を暮らす、という共生社会を支える事業こそ、第二種社会福祉事業の目指すものであると私たちは考えます。障がい者を社会から隔離するのではなく、競争原理にさらすのではなく、安心して生活する場所を提供し、自分のリズムで働きながら社会復帰を目指せるように支援する福祉事業こそ今求められているものと思います。

以上の考えを基本として第二種社会福祉事業である障害福祉サービス事業の経営および特定相談支援事業の経営を主たる目的に掲げ、社会福祉法人「長いスプーン」を運営します。

2. 役員会開催計画

(1) 理事会

年3回以上の開催

(2) 評議員会

年2回以上の開催

3. 改修・修繕・購入計画

(1) 建物・設備関係

グループホーム カメラガーデン 皆瀬 屋根の塗装

4. 法人運営資金等

(1) 法人運営の財源は、個人、その他団体からの寄付金と共に各事業運営による収入の繰入金等とする。

(2) 償還金返済計画

	期首残高	当期返済予定	期末残高	備考
ホイールローダ 購入資金	2,135,000円	732,000円	1,403,000円	61,000円/月返済
増築工事費用	6,280,000円	1,716,000円	4,564,000円	143,000円/月返済
法人 運転資金	961,500円	402,000円	559,500円	33,500円/月返済
合計	9,376,500円	2,850,000円	6,526,640円	288,500円

5. 事業所運営等

(1) 障害者総合支援法に基づく次の事業を行う

ア. 共同生活支援事業 「グループホームカメラガーデン」 定員5名

	「グループホームカメラーデンⅡ」		定員5名
	「グループホームカメラーデンⅢ」		定員3名
イ. 特定相談支援事業	「カメラーデン相談支援事業所」		
ウ. 就労継続支援事業	「工房くまごろう」	就労継続支援A型	定員10名
		就労継続支援B型	定員20名

(2) 事業所運営

生活・就労の場における主役が、障がいを持つ利用者であることを忘れず、彼らの立場に沿ったサービス提供をするとともに、安心・安全に生活できるよう環境整備、危機管理等を徹底する。

また、苦情解決や虐待防止、関係法令の遵守については、規定に沿って迅速かつ適正に対応する。各規定については、その都度見直し整備することとする。

(3) 関係機関・団体等との連携・協力

- ア. 県、湯沢市をはじめ関係ある市町村等の行政機関との連携
- イ. 医療機関との連携
- ウ. 湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会への参加
- エ. 地域との協力
- オ. その他関係する機関や団体との積極的連携・協力

6. 職員の資質向上と職場環境の整備について

- (1) 社会福祉士・精神保健福祉士等の国家資格等の取得促進及び自らの支援技術向上のための自己啓発に対して、積極的に支援する。また、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対するサービス管理責任者研修、相談支援従事者研修等の受講支援を行う。
- (2) ミーティングやケース検討等を行うことにより、職場内コミュニケーションを円滑にし、職員の気づきから勤務環境や支援内容の改善を図る。
- (3) 子育てや介護との両立を目指す者のため、育児休業制度、介護休業制度の充実、時短勤務の整備を行うとともに、働きながら子育て、介護できる環境を整える。
- (4) 業務実績等を踏まえ、非正規職員から正規職員、短時間正規職員への転換を図る。

7. 職員の研修・セミナー参加計画

- (1) 相談支援従事者現任研修 1名 平成30年夏から秋 3日間の講義・演習
- (2) 食品衛生責任者研修 2～3名 講義
- (3) その他
 - ・高次脳機能障害支援担当職員研修会
 - ・発達障害者地域支援者研修会
 - ・地域生活定着促進セミナー
 - ・精神科ケアシリーズ講演会
 - ・障害者虐待防止・権利擁護研修

・強度行動障害支援者養成研修

※上記の他、職員の知識、専門性を高める研修への参加を予定

※上記研修内容の伝達研修を事業所内で開催

8. 職員配置・採用計画

グループホームカメラデンの世話人として非常勤職員を1名募集する。

工房くまごろうの職業指導員として正規職員または非常勤職員を1名募集する。

その他、常勤職員・非常勤職員等、必要に応じ、理事長が採用面接を行い補足・増員を行う。

9. 広報活動

・ホームページの運営

職員・利用者による定期的なブログ更新

・広報誌「咲くさくら坂」の発行

年4回の発行を目標とする

・通信販売の促進

工房くまごろうの製品をインターネット販売サイト「BASE」に出品

・リーフレットの見直し

10. 地域交流

・当法人の運営する各障害福祉サービス事業所において、ボランティアを受け入れ、利用者との交流を図り、障害者への理解を求める活動を実施する。

・グループホームカメラデンの利用者の買物支援・外出支援を行い、地域生活を支援する。

・地域のボランティア活動にグループホームや就労継続支援事業所の利用者とともに参加する。

11. 助成金の申請

・イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン団体登録

・その他

条件・内容に合う場合は、申請を検討する。

12. 事業別計画

(1) 共同生活援助(介護サービス包括型)事業

・事業運営基本計画

地域において自立を目指す利用者が、共同して日常生活を営むことができるように共同生活住居を提供する。その中で利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じ、食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、個々のリズムで生活に必要な能力の向上に向けて支援する。併せて、生きがいを持って人生を歩むことができるように、その人間性を尊重し、当事者の喜びや悲しみに寄り添えるような事業運営に努める。

① 名称及び所在地

- ・グループホームカメラーデン 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番
- ・グループホームカメラーデンⅡ 秋田県湯沢市材木町一丁目2番2号
- ・グループホームカメラーデンⅢ 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番

② 事業目的および目標

- ・地域の中であたり前の生活を望む障害を抱える利用者に対し、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じた共同生活住居を提供する。
- ・日常生活上の援助を行い、生活の質の向上を図ることで、地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援する。
- ・生活上の不安などの相談に応じ、安定した状態で生活できるよう支援する。
- ・自由と安全、意思決定の主体性を保証し、地域社会の一員として生活できるよう支援する。
- ・利用者人数は、一日平均12.7人を目指し長期入院等を未然に防げるように、普段から利用者の健康・精神状態の把握に努める。

③ 入居定員

- ・グループホーム カメラーデン 皆瀬 男性:5名 ⇒ 現在:5名
- ・グループホーム カメラーデンⅡ 材木町 男性:5名 ⇒ 現在:5名
- ・グループホーム カメラーデンⅢ 皆瀬 男性:3名 ⇒ 現在:3名

④ 入居対象者

入居対象者は、障害福祉サービス受給者証を取得済で、15歳以上で65歳未満または65歳に達する日の前日までに障害福祉サービスもしくはこれに準ずるものを利用したことがある方に限る。障がいの種別は問わない。

⑤ 体験利用の受け入れ

満室になるまでは受け入れ可能。(現在は全ての棟が満室であり、体験利用の受け入れはできない状況である。)体験利用は、年間50日、連続30日の利用が可能。

⑥ 利用期間等

- (1) 利用期間 利用期間の定めはなく、利用者の必要とする時間
- (2) 開設日 当該月の日数
- (3) 開設時間 24時間

⑦ 支援内容

※具体的支援

- (1) 生活の質の維持向上

- ・清掃、洗濯、買物等の日常生活で苦手な部分の支援を行う。
- ・健康、服薬、金銭等を自己管理できるように個別支援を行う。
- ・余暇時間を充実できるよう外出支援を含め支援を行う。

(2) 相談援助と日常生活支援

- ・対人関係、その他日常生活の不安や課題への相談支援。
- ・地域の中で生活するためのルールを守れるよう助言を行う。
- ・日常生活を営む上で必要な事務手続き、福祉制度の各種手続きの支援を行う。
また、利用者が福祉制度を理解できるように個別に内容を説明し、安心してサービスを利用できるように支援する。
- ・家族との連絡調整を行い、帰省などがスムーズに行えるよう支援する。また、家族が利用者の現状を理解できるよう支援し、将来的な不安等を軽減する。

(3) 日中活動の支援

- ・利用者が自ら選択したサービスを利用できるよう支援する。
- ・就労先やその他のサービス事業所との連絡調整を行う。
- ・日中外出できない時の見守りや体調不良時の通院支援を行う。
- ・一般就労の利用者が職場定着し、長く勤められるように、職場との連絡調整、体調管理等を含めサポートを行う。

(4) 危機管理の徹底支援

- ・火災、災害時に対応できるよう避難訓練を実施、防災意識を高める。
- ・感染症や食中毒の予防知識に対する支援を行う。

⑧ 食事の提供

- ・法人が運営する多機能型事業所「工房くまごろう」の食工房に献立表作成を依頼する。
世話人は、献立を見ながら調理・盛り付けを行う。
- ・食の楽しみが増えるように、年に数回希望のメニューを取り入れる。
- ・食事の片付けやマナーについて援助を行う。
- ・月に1～2回、外食を楽しむ機会をもつ。

⑨ 健康管理

- ・世話人による健康チェックを毎日行う。体温や顔色などを記録する。必要に応じて血圧を測定し、記録する。
- ・40歳以上の利用者については、市町村が行う無料検診の受診を援助する。必要に応じて二次健診等の手配を行い、健康状態を把握する。
- ・利用者の通院を支援した時には、通院支援日誌にその内容を記録し、職員が情報を共有できるようにする。
- ・受診が必要な時は、本人に代わって受診日等の調整を行う。

※重点的支援

- ・糖尿病の利用者については、合併症予防の為、眼科・歯科検診を定期的に行う。

- ・糖尿病・糖尿病予備軍の利用者に対して、食事を楽しみながら健康に生活できるように食生活の改善を行う。
- ・精神障害の利用者について、それぞれの病状を把握し、トラブルや入院とならないよう支援する。
- ・知的障害の利用者の中には、健康状態を適切に他者に伝えるのが苦手な者もいるため、毎朝の健康チェックで、日々の変化を見逃さないように心がける。

⑩ 防災計画

防火担当責任者は、施設長とし、火元責任者は世話人が担うこととする。

火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置き、利用者の安全を確保する。

任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。(固定電話、各職員携帯) 敷地施設内の職員への連絡を行う。 関係者及び近隣への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。

・ グループホームカメラデンおよびグループホームカメラデンⅢ

職員の業務時間内に火災その他の災害が生じた場合の任務分担は、次のとおりとする。

自衛消防隊長 (施設長泰松)	通報連絡班 班長 (藤原 祥子) - 班員 (菅 麻奈美) (大庭 愛子)
	消火班 班長 (柴田 哲也) - 班員 (森田 祐子) (山本 久美子)
	避難誘導班 班長 (高橋 純子) - 班員 (佐藤 久美子) (佐藤 むつ子)

・ グループホームカメラデンⅡ

世話人の業務時間内に火災その他災害が発生した場合、利用者の安全を確保した後、施設長に連絡し指示を仰ぐこととする。必要に応じて消防等に連絡をする。

・ 夜間管理について

夜間管理についてはセコムに業務委託を行い、緊急時には施設長もしくは防火管理者にセコムより連絡があり、連絡を受けたのち各職員に電話連絡で指示を行う。
連絡により到着した職員は避難誘導及び救護を優先し初期消火を行う。

入居者等による緊急連絡の際も同様に、施設長もしくは防火管理者に連絡を行い各職員への連絡・指示を行う。

・ 難訓練等

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	年2回	震災訓練	適宜
避難訓練	年2回	総合訓練	適宜
通報訓練	年1回		

⑪ 日 課

起床洗面	6 : 0 0
朝食	7 : 0 0
身支度および当番	8 : 0 0
就労	9 : 0 0 ~ 1 5 : 0 0 (就労先により時間は異なる)
帰宅	1 6 : 0 0
当番および余暇	1 6 : 0 0 ~ 1 8 : 0 0
夕食	1 8 : 0 0
入浴	1 9 : 0 0 ~
就寝	2 1 : 0 0

⑫ 行事計画

余暇支援の充実を目指し、季節に合った行事への参加、横手・大曲等への買物支援・外出支援を月1回～2回行う。今年度は秋田市への外出も検討したい。

4月	花見	12月	クリスマス食事会
8月	七夕祭り見物	2月	犬っこ祭り見物
9月	増田花火	その他	誕生日会の開催
10月	赤い羽根共同募金への参加 若畑祭り		

⑬ 職員体制

職種	管理者	サービス 管責任者	世話人	生活支援員
カメラーデン	常勤兼務 : 1	常勤兼務 : 1	常勤兼務 : 1	常勤兼務 : 1
カメラーデンⅡ			非常勤兼務 : 1	
カメラーデンⅢ			非常勤専従 : 2 非常勤兼務 : 1	
			常勤専従 : 2	常勤兼務 : 1

上記の職員体制で、利用者の地域生活が円滑なものとなるよう支援する。各種セミナー、研修への参加を促し、利用者の援助方法、コミュニケーション能力、問題解決能力を向上できるよう努める。また、資格取得を目指す職員を支援する。

⑭ 職員名簿

職 種	氏 名	資 格	年 齢
管理者	泰松 浩洋		73歳
サービス管理責任者 世話人	高橋 純子	社会福祉主事任用資格	43歳
世話人	川村 朋子		69歳
世話人	山本 久美子		46歳
世話人	森田 祐子		46歳
世話人	佐藤 久美子	歯科衛生士	51歳
世話人	泰松 由紀子		57歳
世話人	未定		
生活支援員	大庭 愛子	社会福祉主事任用資格	34歳

⑮ 運営資金

(1) 訓練等給付費

(2) 利用者負担金収入

ア.家賃 16,000円

※非課税世帯・生活保護世帯の利用者については家賃補助10,000円が支給される。

イ.食費 39,000円

ウ.水道光熱費 12,000円

⑯ 資金計画

別紙収支予算書のとおり

(2) 特定相談支援事業

・ 事業運営基本計画

利用者又は障害児及び障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立った、適正かつ円滑な相談支援を提供する。併せて、利用者等の抱える課題について段階を踏んで解決できるよう共に考え、心身ともに豊かな人生を送れるように支援する。

① 名称及び所在地

- ・ カメラガーデン相談支援事業所 秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番

② 事業目的と目標

- ・障害者総合福祉法に基づき、地域で生活する障害者および家族等の生活全般に関する相談に応じ、障害福祉サービスの情報提供、利用援助・調整を通じて生活に必要な支援を行う。
- ・行政・医療・その他の関係機関等との連携を図り障害者の地域での自立を推進する。
- ・利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況・置かれている環境から課題を整理し、利用者の意思決定を尊重したサービスの提供を行う。
- ・利用者に提供されるサービスが、特定の種類、特定の障害福祉サービス事業所に偏ることがないように、公正中立に相談支援を行う。
- ・利用者への適切なケアマネジメントを継続的・効果的に行うため、きめ細かなモニタリングを行い、必要に応じてサービス等利用計画を見直す。
- ・利用者や家族、サービス事業所の状況に応じて、ケース検討会議を開催する。
- ・自ら提供する相談支援の評価を行い、常に改善を図る。
- ・サービス等利用計画作成20件(更新20件)、モニタリング50件を目標とする。

③ 事業の概要

- ・計画相談支援(個別給付)
- ・基本相談支援

④ 利用対象者

計画相談支援： 18歳以上の障害福祉サービスの利用者またはその家族。障害種別は問わない。
(18歳以下であっても福祉事務所からの依頼があった場合は対象とする。)

基本相談支援： 障害者(児)またはその家族。障害種別は問わない。

⑤ 実施地域

湯沢市、羽後町、東成瀬村、横手市

(法人の運営する事業所を利用する場合は、区市町村と連絡調整の上、計画相談を実施する。)

⑥ 定員

定めなし(相談支援専門員が対応可能で、利用者のニーズに沿った支援を提供できる人数とする。)

⑦ 開設日等

(1) 開設日 月曜日から金曜日 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)

(2) 開設時間 9時から17時 (利用者・家族の依頼があればその限りではない)

⑧ 支援内容

(1) 基本相談

- ・生活全般に関わる一般的相談

- ・電話・訪問・メール等による相談支援
- ・福祉制度、障害福祉サービス事業所等に関する情報提供
- ・関係者間の連携及び連絡調整

(2) 計画相談支援

ア. サービス利用支援

- ・相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成
- ・アセスメントの実施
- ・サービス等利用計画案の作成、利用者への説明および同意
- ・サービス利用計画案の交付
- ・サービス担当者会議の開催
- ・サービス担当者会議を踏まえたサービス利用計画の説明および同意
- ・サービス利用計画の交付

イ. 継続サービス利用支援

- ・サービス利用計画の実施状況等の把握及び評価
- ・モニタリングの実施
- ・サービス利用計画の変更

⑨ 職員体制および職員名簿

管理者1名、相談支援専門員1名体制

湯沢雄勝地域包括支援ネットワーク協議会 相談支援部会への参加、各種セミナー、研修に参加し、専門性の向上を目指す。

相談支援専門員1名が相談支援従事者現任研修に参加予定。

職 種	氏 名	資 格	年 齢
管理者	未定		
相談支援専門員	藤原 祥子	社会福祉主事任用資格 ヘルパー2級	34歳

⑩ 運営資金

(1) 計画相談支援給付費

⑪ 運営資金

別紙収支予算書のとおり

(3) 多機能型（就労継続支援A型、就労継続支援B型）事業

・ 事業運営基本計画

利用者が住み慣れた地域で安心して自己実現できるように、それぞれの適性に応じ、日

中活動において就労の機会や生産活動の場を提供する。その中で、社会人としての知識、能力の向上に向けて支援する。併せて、自立した一人の社会人としての生活が送れるように必要な生活支援を実施し、自信をもって就労できるように、個々の人間性を尊重した事業運営に努める。

① 名称及び所在地

- ・就労継続支援A型「工房くまごろう」秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番
- ・就労継続支援B型「工房くまごろう」秋田県湯沢市皆瀬字桜坂17番

② 事業目的及び目標

- ・一般企業での就労継続支援が困難な人に働く場を提供し、働く意欲を高め、知識や能力の向上に必要な訓練を行う。
- ・利用者が住み慣れた地域で安心して自己実現できるように、それぞれの適性に応じた就労の機会、生産活動の場を提供する。
- ・就労継続支援A型において、利用者受け入れの準備を行う。
- ・自立した一人の社会人として生活が送れるように必要な生活支援を実施する。
- ・就労継続支援B型からA型、一般就労を目指す利用者が技術を習得し、自信を持ってステップアップできるよう支援する。
- ・安定した経営を図るため、一日平均15名の利用を目指す。
- ・就労継続支援B型は平均工賃17,000円を目指す。
- ・工賃アップのため、外販に力を入れるとともに、施設外就労等を実施する。

③ 利用定員

- ・就労継続支援A型「工房くまごろう」定員10名 ⇒ 新規計画:0名
- ・就労継続支援B型「工房くまごろう」定員20名 ⇒ 新規計画:16名

④ 利用対象者

- ・18歳以上の障害者。障害種別は問わない。
- ・就労経験はあるが、年齢や体力面で一般企業に雇用されることが困難なもの。
- ・就労アセスメントを受け、就労面の課題等の把握が行われているもの。

⑤ 実習および体験利用の受け入れ

支援学校からの実習生の受け入れ、各機関からの紹介による体験利用の受け入れを行う。

⑥ 利用期間等

- | | |
|----------|-------------------------------------|
| (1) 利用期間 | 支給決定を受けた期間 |
| (2) 開設日 | 月曜日から金曜日(祝祭日、年末年始、GW等の休日を除く) 月20日程度 |
| (3) 開設時間 | 10時から15時(作業の内容によってはこの限りではない) |

⑦ 支援内容

(1) 工賃アップに向けての作業確保のための取組

- ・毎日4時間作業できるよう、作業量を確保し、利用者が作業しやすいよう準備する。
- ・利用者への食事提供体制を整え、食工場の収益増を図る。
- ・自主製品(カレー・ハム・木工品等)の売上増を図るとともに新規開拓を行う。
- ・自主製品(カレー・ハム・木工製品)の売上増を図るため、定期購入者を募る。
- ・自主製品(カレー・ハム・木工製品)の売上増を図るため、インターネット販売サイト「BASE」へ出品し、インターネット上の店舗運営を行う。
- ・SNSを利用した商品の周知、拡販を行う。
- ・施設外就労に積極的に取り組む。

(2) 作業能力・働く意欲の向上

- ・個別支援計画に沿った支援を行い、定期的にモニタリングを行い評価する。
- ・利用者の適性に合った、バラエティに富んだ作業を提供する。
- ・個々の特性に合ったリズム(ゆっくりズム)で一つ一つ確実に能力を高め自信を持てるようにする。
- ・意欲的に作業が行えるよう助言等の働きかけをする。
- ・利用者の特性に合わせた作業指示を行う。

(3) 安定利用に向けての支援

- ・利用者の体調管理、状態把握を行いきめ細かく支援する。
- ・健康診断を行い、利用者の健康状態を把握する。
- ・家族や生活の場となる入所施設、障害福祉サービス事業所と密に連絡を取りながら、利用者の情報を共有する。
- ・一人一人の状態に合わせて作業内容や休憩時間を考慮し、無理なく働ける環境を整える。
- ・利用者間のトラブルが発生した場合は、サービス管理責任者、管理者に報告し、対応について指示を仰ぐ。必要に応じてケース会議を開催し、再発防止を行う。
- ・不調時、欠席時には個別に対応を行う。必要に応じて担当の相談支援専門員やケースワーカー等に情報をつなぐ。

(4) 危機管理の徹底支援

- ・送迎時の安全のため、シートベルト着用を徹底する。
- ・火災、災害時に対応できるよう避難訓練を実施、防災意識を高める。
- ・感染症や食中毒の予防知識に対する支援。特に食工場で作業する利用者については、衛生面の指導を行い、徹底する。
- ・虐待防止について利用者、職員の知識を高める。

※重点的支援

- ・利用者が高齢化しており、健康面・作業面での配慮が必要。
- ・1カ月に1回体重測定を行い、糖尿病、糖尿病予備軍、肥満傾向にある利用者と定期的に振り返る機会をもち、健康についての知識を高められるように援助する。

⑧ 日中活動生産内容

活動内容	就労継続支援A型 (食工房)	就労継続支援B型 (木工房)
自主製品事業	①インドカレー・サーモン燻製・工房特産の根ワサビを使用したワサビ漬け・他、惣菜の調理作業 ②グループホーム、職員へ提供する弁当の惣菜調理 ③ハム製造	①カレー、惣菜などに使用する野菜類の洗い選別などの作業 ②弁当の盛り付け、食器洗い等 ③飾り葉、スパイスなどの作物管理作業 ④チェスト・テーブル・小物各種・注文に応じたさまざまな家具の製造補助および製品の塗装・磨き作業 ⑤ラベル貼り、ハンコ押し等 ⑥薪割り(ストーブ用)
施設外就労		春～秋の農作業の手伝い、除草や冬の除雪作業など
その他	①外販促進のための宣伝活動 ホームページおよびブログの更新	①工房の敷地内にある畑・ワサビ田でのスパイス・ワサビの栽培 ②刺し子などの手芸

※就労継続支援B型:畑を借り、農作業の訓練を行う。農作物はグループホームに提供する食事を使用する。

※食工房では衛生面に配慮し、手洗いうがい等を徹底する。毛髪等が落ちないように決められた服装で作業を行うこととする。

※木工房では、機械等を使用するため、安全に配慮し、職員は十分に見守りを行うとともに、利用者には危険な場所や物について周知を行うこととする。

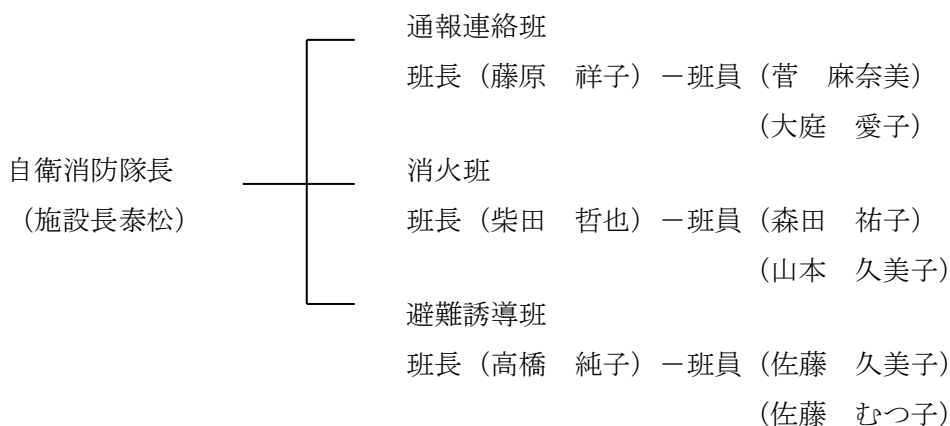
⑨ 防災計画

防火担当責任者は、施設長とし、火元責任者は防火管理者が担うこととする。

火災その他の災害が発生した場合、被害を最小限にとどめるため自衛消防隊を置き、利用者の安全を確保する。

任務分担	
通報連絡班	119番で消防機関へ通報する。(固定電話、各職員携帯) 敷地施設内の職員への連絡を行う。 関係者及び近隣への連絡を行う。
消火班	消火器等による初期消火を行う。
避難誘導班	出火時における避難者の誘導を行う。 逃げ遅れた者の確認を行う。

職員の業務時間内に火災その他の災害が生じた場合の任務分担は、次のとおりとする。



・ 夜間管理について

夜間管理についてはセコムに業務委託を行い、緊急時には施設長もしくは防火管理者にセコムより連絡があり、連絡を受けたのち各職員に電話連絡で指示を行う。連絡により到着した職員は避難誘導及び救護を優先し初期消火を行う。入居者等による緊急連絡の際も同様に、施設長もしくは防火管理者に連絡を行い各職員への連絡・指示を行う。

・ 難訓練等

訓練種別	実施時期	訓練種別	実施時期
消火訓練	年2回	震災訓練	適宜
避難訓練	年2回	総合訓練	適宜
通報訓練	年1回		

⑩ 日課(就労継続支援A型・就労継続支援B型)

朝礼・準備	10:00	作業開始	13:05
作業開始	10:00	休憩	14:00
休憩	11:00	作業開始	14:10
作業開始	11:10	清掃・片づけ	14:45
昼食・休憩	12:00	終業	15:00

⑪ 行事計画

4月	花見
5月	野球観戦
9月	健康診断
12月	クリスマス会
3月	工賃評価
その他	誕生日会等

月1回程度のレクリエーションを企画し、作業のモチベーションを維持できるようにする。

⑫ 職員体制

サービス	管理者	サービス管 責任者	職業指導員	生活支援員
就労継続支援A型	常勤兼務：1	常勤専従：1	常勤専従：1	非常勤専従：1
就労継続支援B型			常勤専従：1 非常勤専従：1 非常勤兼務：1	非常勤専従：1

上記の職員体制で、利用者がさまざまな作業を行いながら、社会人としての能力を向上できるよう支援する。職員においては、各種セミナー、研修への参加を促し、利用者の援助方法、コミュニケーション能力、問題解決能力を向上できるよう努める。また、資格取得を目指す職員を支援する。

⑬ 職員名簿

職 種	就労継続支援A型			就労継続支援B型		
	氏 名	資 格	年 齢	氏 名	資 格	年 齢
管理者	泰松 浩洋		73歳	泰松 浩洋		73歳
サービス 管理責任者	柴田 哲也	介護福祉士	31歳	柴田 哲也	介護福祉士	31歳
職業指導員	小南 定志	獣医師	81歳	佐藤 むつ子		66歳
職業指導員				山本 久美子		46歳
職業指導員				未定		
生活支援員	俵谷 裕子		63歳	菅 麻奈美		33歳

⑭ 事業収入

就労継続支援B型の利用者には、月々の事業収入から原材料等の直接経費を控除した金額を工賃として利用者に支払う。就労継続支援A型の利用者には、雇用契約を結び、賃金を支払う。

⑮ 運営資金

- (1) 訓練等給付費
- (2) その他（行事参加費）

⑯ 資金計画

別紙収支予算書のとおり